

送付6-5、6-13陳情審査部分抜粋
令和6年7月9日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長

3、陳情審査に入ります。

（1）継続審査。

①送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、②送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書。

2件の陳情については、一括で審査することで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆さまから何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい、大坂副委員長。

○大坂副委員長 特別委員会の方でも、議論が今ようやく始まったところもありまして、全体的にまだ方向性等々が定まった状況ではありませんので、引き続き継続として、状況、推移を見守るべきと考えますがいかがでしょうか。

○小野委員長 はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件2件の陳情の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。今継続とございましたが、よろしいですか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、本件2件の陳情につきましては、継続とさせていただきます。

送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書の陳情審査を終了します。